

【(特)日本障害者スキー連盟競技者登録要領】

日本障害者スキー連盟強化部

本連盟では、国内における障害者スキーの更なる発展と競技力の向上を図るため、競技者登録制度を設け、登録者に対して本連盟公認競技会における競技成績より、連盟が設定する SAJD ポイント制度による国内ランキング評価を実施し、その評価を基に強化指定選手さらに日本代表選手の選考を行なっています。また登録制度を設けることにより、本連盟選手強化事業の対象者を明確にし、登録者に対して国内及び海外の競技会や合宿・練習会その他の情報提供を行い、各自の練習環境の向上に役立てていただけるよう努めています。

競技者登録制度の趣旨をご理解いただき、登録を希望する方は下記の要領にて申請して下さい。

記

1. 登録資格

競技者登録ができる方は、本連盟の正会員団体(日本身体障害者スキー協会、日本チェアスキー協会、日本障害者クロスカントリースキー協会、(特)日本知的障害者スキー協会)の会員であり、競技会に出場資格を有する者となっています。登録資格があるかどうかについては、所属の協会にお問い合わせください。

2. 登録期間

本連盟の年度は 9 月 1 日から翌年の 8 月 31 日までです。

①平成 21 年度競技登録者の登録有効期間は平成 22 年 8 月 31 日までです。

②平成 20 年度競技登録者の登録有効期間は平成 21 年 8 月 31 日までとなります。

登録規程第 5 条 2 項にあるように、平成 21 年度登録者の更新手続きは平成 21 年 8 月 31 日までに完了することとなっていますが、申請手続きは所属協会毎に行ないますので手続き期間等についてはご注意ください。

③期日までに更新手続きが行なわれなかった場合は新規扱いとさせていただきます。

④新規の登録申請につきましては、各協会にお問い合わせください。

3. 登録料

①年次登録料 1,000 円

②新規申請料 500 円 (更新の場合には必要ありません)

4. 登録手続

競技者登録の手続きは、全て正会員団体である所属各協会を通じて行ないますので、その要領に従って行なってください。(特)日本障害者スキー連盟事務局で直接登録はできません。尚、登録完了者には競技者登録証を交付します。

5. 諸注意

平成 21 年度開催予定の「2010 ジャパンパラリンピックスキー競技大会」及び「障害者アルペンスキーポイントアップ競技会」は競技者登録をしていないとレースに参加できません。また、「2010 ジャパンパラリンピックスキー競技大会」は、競技者登録をしている選手でも、2010 ジャパンパラリンピック要綱に定める参加基準を満たさないと参加できません。

(視覚・身体障害クラスの選手は別紙「2010 ジャパンパラリンピックアルペンスキー競技大会と ASD 登録について」をお読みください。)